

受付開始
令和8年
4月1日 から
(水曜日)

最大
50万円

補助対象工事費の1/3
※千円未満切り捨て

中小企業 二酸化炭素排出量削減事業 施設改修補助金

※予算が上限に達し
次第終了します。

省エネ改修の効果 ✓ 光熱費の削減 ✓ 環境負荷の低減 ✓ 企業価値の向上

補助対象設備

以下いずれかの省エネルギー診断の改善提案に基づいた設備改修に対し費用の一部を補助します。

<例> 空調設備、照明設備(LED)、冷蔵・冷凍設備、給湯設備等

中小規模事業所の省エネルギー診断

(東京都地球温暖化防止活動推進センター)

中小規模事業者を対象に、エネルギー管理士等の資格を持った技術診断員が直接事務所へ伺い、具体的な省エネ対策を提案します。費用は無料です。

申し込みはこちら



省エネ最適化診断

(一般財団法人省エネルギーセンター)

「省エネ診断」による仕様エネルギー削減に加え、「再エネ提案」を組み合わせることで、脱炭素化をさらに加速する支援サービスです。費用は有料です。

申し込みはこちら



ウォークスルー診断

(一般社団法人環境共創イニシアチブ)

設備の管理状況を診断し、エネルギーの無駄遣いや省エネのヒントを見つけ、コスト削減提案を行います。設備1つから事業所全体までニーズに応じた診断が可能。費用は有料です。

申し込みはこちら



※混雑状況等は直接診断機関へお問い合わせください。

補助対象事業者

立川市内で事業を行う中小規模事業所の所有者又は中小規模事業所を賃借する事業者であつて、かつ、中小企業者であること。

中小規模事業所とは？

燃料・熱・電気の使用得ようを原油に換算した合計の量(原油換算エネルギー使用量)が年間1,500kl未満の事業所等をいいます。

【判断の目安】延床面積:3万㎡程度未満 年間光熱費:1億円程度未満

詳細はこちら



中小企業とは？

中小企業基本法第2条第1項に定義される中小企業者のことです。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

詳細はこちら





申請できる方の要件

※補助対象事業者で、次の要件を全て満たしている方

1. 省エネルギー診断の改善提案に基づく事業であること
2. 工事の着工前であり、かつ令和9年2月28日(日)までに工事を完了すること
3. 申請日前3年以内に**省エネルギー診断を受診**していること
4. 申請年度又は申請年度の前年度に、東京都地球温暖化対策報告書制度により**地球温暖化対策報告書**を東京都知事に提出していること
5. 過去に本事業に基づく補助金の交付を受けていないこと
6. 補助対象事業について、都の補助を受けていないこと
7. 市税を滞納していないこと
8. 過去1年間のエネルギー使用量、料金に関するデータを把握し、改修工事後に二酸化炭素排出量削減効果の報告を2年間行うこと

地球温暖化対策報告書

都内で中小規模事業所を所有又は使用している事業者を対象に、各事業所のCO₂排出量と地球温暖化対策の状況等を『地球温暖化対策報告書』として、東京都に報告する制度です。

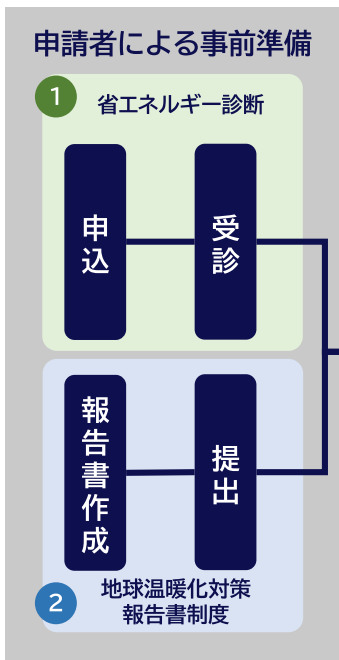
作成・提出はこちら



手続きの流れ

！ 契約・改修済みの工事については、本補助金の交付申請はできません。
必ず交付決定を受けた後に契約・工事を実施してください。

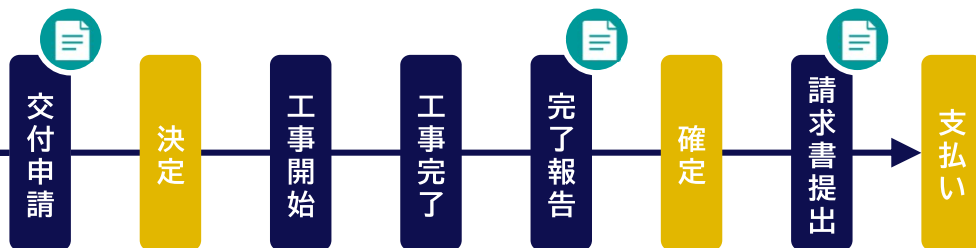
■ 申請者 ■ 立川市



書類の提出先

場 所 〒190-8666 立川市泉町1156-9
立川市環境政策課(庁舎2階79番窓口)

持ち物 必要書類一式
※代理の方が手続きする場合は、「手続代行者選任届」が必要です。



- 1 診断実施後、申請者宛に「**診断報告書**」が届きます。
補助金の交付申請時の必要書類となりますので、申請時まで大切に保管してください。
- 2 オンライン提出完了時に自動送信される「**送信完了メール**」を**プリントアウト**してください。
補助金の交付申請時の必要書類となりますので、申請時まで大切に保管してください。

補助金に関するホームページ

申請書類の様式、申請受付状況等を掲載しています。
右記二次元コードより最新情報をご確認ください。

